守谷市教育委員会定例会　令和８年８月

１　日　　時　令和８年８月２５日（火）　午後１時２５分～

２　場　　所　守谷市役所　庁議室

３　出 席 者

教育長	奈幡　正
教育長職務代理者	河原　健
教育委員	椎名　和良
教育委員	辺見　芳宏
教育委員	石丸　美紀

４　欠 席 者　なし

５　説明のための出席者

教育部長	小林　伸稔
教育部参事	直井　健治
次長兼生涯学習課長	福島　晶子
学校教育課長	染谷　真人
教育指導課長	鈴木　優子
給食センター長	松井　貫太
中央図書館長	平塚　恭子
事務局員（学校教育課）	２名

６　傍 聴 人　なし

１　開会宣言　教育長	午後１時２５分開会を宣言
２　会議録署名委員の指名　教育長	議事録署名人に辺見委員を指名する。
３　議決事項　教育長	議案第３５号「守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について」説明を求める。
学校教育課長	本案は、学校運営協力員の類似制度として学校運営協議会制度が開始されたことから、教職員の負担軽減を目的とし、学校運営協力員の設置を義

	務から任意にできるよう規則の一部を改正するものです。 　具体的には、現在、本規則により各校に配置されている学校運営協力員の活動は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の５の規定に基づき、本市においては、令和６年度から設置しております学校運営協議会委員の活動に内包されているため、学校運営協力員の配置を必須とする必要がなくなったことから、任意制とするものです。 　また、本規則に定める学校運営協議会と、同法に基づく学校運営協議会の名称が同一となっており、かつ、目的も小中学校の連携となっていることから、法律に基づく学校運営協議会の目的に内包されると考えられるため、本規則における学校運営協議会の規定を削除いたします。
椎名委員	現在の学校運営協力員は、学校運営協議会の委員も兼ねている場合が多いのか。
学校教育課長	全員ではないですが、多くは兼任しています。
椎名委員	一本化されるので、それでいいのかなと思う。
教育長	議案第３５号「守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について」採決を行う。 全員賛成〔原案のとおり可決した〕
教育長	議案第３６号「守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則について」説明を求める。
学校教育課長	本案は、守谷中学校区学校運営協議会について、中学校区以外を単位として設置することができるようにするため、当該規定を附則に定めるも

	のです。 　具体的には、守谷中学校区の対象学校である黒内小学校区と大野小学校区は、地域性が大きく異なることから、統一した活動を行うことが難しいという意見があるため、単独または二つの対象学校で設置することができるようにするものです。 　なお、本規定は、学校運営協議会は中学校区を単位として定めることの例外規定に当たり、実証実験的に実施をするため、本則の改正ではなく、附則の第２項に定めるものとしております。 　また、守谷中学校区における学校運営協議会の状況を勘案しまして、他の学校区においても、中学校区以外を単位として設置できるようにすべきかなどを学校運営協議会の在り方全体について検討を加えることを本一部改正規則の附則第２項に検討条項として定めたいと考えております。
辺見委員	守谷中学校区以外の中学校区は早めに学校運営協議会が設置され、守谷中学校区だけはなかなか設置できなかった。その原因として、今の話の内容では、どちらかの地域の代表者から、中学校区で実施するのは難しいという意見が出ていて、それに対応するため、今回のような特例を考えたというところか。
学校教育課長	そうです。 　ただ、他の中学校区に設置している学校運営協議会においても、中学校区での実施が望ましいという学校もあれば、大所帯になると活動がやりづらいという学校運営協議会もあるので、その辺も踏まえて、特に四つの中学校区の中でそういった御意見が多く、来年度の立ち上げを目指している守谷中学校区で、実験的にまず試します。 　ただ、必ず小学校区単位での実施と決めるのではなく、中学校区でもやりやすい場合、具体的に

	は、愛宕中学校区は非常に学校間の連携が取れているので、そういった場合は中学校区でも設置できます。中学校区の中のいくつかの学校で設置するという方法も、柏市などの事例を見ると、実施しているところが多く、また、小学校と中学校がもともと文化的に同じ区域にあり、そのまま小学生が中学生になるみたいなところは、中学校区でやっているところが多いので、それらを踏まえて、守谷中学校区においては、実験的に導入した上で、２年間の活動実績を踏まえ、ほかの協議会にまで広げるかどうか、様子を見ていきたいというような意図の改正になります。
辺見委員	今、中学校単位で設置しているところは、小学生から中学生までを健やかな学びや、地域の子どもを育てるという形で実施しているが、今度は黒内小学校区、大野小学校区で分けると、黒内小学校区の小中学生の健やかな学びのために、大野小学校区の小中学生の健やかな学びのためにと、二手に分かれて、いろいろ企画したりするという形になるのか。
学校教育課長	まだ決定ではないですけれども、今の流れだと、そうなる可能性が高いと考えています。
河原委員	全部単独でもよいのか。
学校教育課長	全部単独での設置でも構わないですし、一部、守谷中学校が黒内小学校と一緒に設置するという意見もあったので、規定上は単独ではなくても二つの学校でもできるようには規定をしました。
椎名委員	大野小学校は、黒内小学校に比べると人数も少なく、守谷中学校の生徒の５分の１から１０分の１程度かもしれないが、大野小学校と黒内小学校での分断ができないように配慮をお願いしたい。

学校教育課長	かしこまりました。
椎名委員	いずれ守谷中学校で生徒も保護者の皆様も一緒になるので、その辺はうまく調整の配慮をお願いしたい。
学校教育課長	そこも配慮した上で進めていきたいと思います。
辺見委員	守谷中学校のＰＴＡの役員は、大野小学校出身の生徒の保護者が多い。
椎名委員	保護者の職業柄、ウィークデーに自由になる方ならない方がおり、役員を受けられる、受けられないという判断がされている。そういうところは配慮をしてほしい。
河原委員	イベントなどの企画や、小中学校で連携して行う行事は、一緒にやればよい。学校運営協議会そのものは学校単独で設置しても、そういう連携は、これまでも多くやってきた。
生涯学習課長	地域学校協働活動は一体的に進めることとしているので、そちらは一緒にやるということもできます。
辺見委員	それであれば、了解した。
教育長	守谷市は小中一貫の流れで、中学校区でのコミュニティ・スクールの設置を前提で進めてきた。守谷中学校区の設置になって、地域の実態が、それにそぐわなくなってきている部分もあるということである。御所ケ丘中学校区と愛宕中学校区は、中学校区での設置がうまくいった。けやき台中学校区の場合は、形にははまったが、地域学校

	協働活動本部を中学校区でやる意義をあまりが感じていないという実態もある。 　大野小学校と黒内小学校に関しては、それぞれの学校が、既にコミュニティ・スクール化しているところもある。そのため、コミュニティ・スクールの運営を考えると、中学校区としてのその型に、あえてあてがう必要もないと思う。 　試験的とはいえ、やってみることで守谷らしい学校運営協議会の在りようが見えてくると思う。
教育長	議案第３６号「守谷市学校運営協議会設置運営規則の一部を改正する規則について」採決を行う。 全員賛成〔原案のとおり可決した〕
教育長	続いて、議案第３７号の説明に先立ち、会議の非公開についてお諮りしたい。議案第３７号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市教育委員会委員の任命について、守谷市立学校設置条例の一部を改正する条例、守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、令和８年度守谷市一般会計補正予算（第３号）（教育委員会所管分）及び令和７年度歳入歳出決算認定（教育委員会所管分）」は、公開前の案件であるため、非公開として審議すべきであると思うが、いかがか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	異議なしと認め、議案第３７号を非公開とする。 　議案第３７号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市教育委員会委員の任命について、守谷市立学校設置条例の一部を改正する条例、守谷市立図書館等の設置及び管

		理に関する条例の一部を改正する条例、令和８年度守谷市一般会計補正予算（第３号）（教育委員会所管分）及び令和７年度歳入歳出決算認定（教育委員会所管分）」説明を求める。
	事務局	（説明）
	教育部長	議案第３７号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市教育委員会委員の任命について、守谷市立学校設置条例の一部を改正する条例、守谷市立図書館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、令和８年度守谷市一般会計補正予算（第３号）（教育委員会所管分）及び令和７年度歳入歳出決算認定（教育委員会所管分）」採決を行う。 全員賛成〔原案のとおり可決した〕
４　報告事項	教育長	報告第６号「損害賠償額の決定及び和解について」説明を求める。
	学校教育課長	事故の概要としまして、令和８年５月９日午前１０時頃、守谷駅西口駅前広場において開催されていましたＭＯＣＯフェスタのイベント中に、突風により、ステージ上に設置してあった音響スピーカーが、けやき台中学校が所有するトロンボーンに落下し、破損修理が不能となってしまいました。 相手方の保険により賠償がなされることになり、賠償金の額は、事故発生時の時価である１万６，０００円としまして、令和８年７月９日に和解いたしました。 破損したトロンボーンの代わりとして、同等のトロンボーンを税込約２７万円で、７月１日納入で購入しております。 なお、再発防止策として、ＭＯＣＯフェスタ実

	行委員会に対し、機材の落下防止策を講じ、落下のおそれのある場所については、今後、立ち入り禁止策等を講じるよう要望いたしました。 　また、学校側においても、生徒に対し、落下のおそれのある場所等の危険な場所には立ち入らないよう指導をいたしました。
河原委員	生徒にけがなくて、本当によかった。 　１万６，０００円の賠償金では、とてもトロンボーンを買えない。それを勘案して、きちんと新しいものを学校に買っていただいたこと、事務局の方の苦労に感謝申し上げたい。ありがとうございました。
教育長	けやき台中学校は守谷市では１５年ぶりに、東関東コンクールに、御所ケ丘中学校とともに出場が決まった。
椎名委員	本当に、子供の頭でも当たらなくてよかった。
教育長	強風の日であった。
教育長	報告第７号「学校給食費に係る不能欠損の報告について」説明を求める。
学校給食センター長	守谷市債権管理条例第１０条第１項に基づきまして、資料のとおり債権を放棄し、不納欠損処分としました。 　表にあります不納欠損額１，１５０円は、滞納繰越金過年度分で、令和２年度の学校給食費になります。対象者は、児童１名１世帯で、コロナ禍で通学した自主学習昼食代で、１日２３０円の５日分となっております。 　債権放棄の理由としましては、債務者の生死や所在が不明のためと記載しておりますが、当該世帯の方は、令和２年度中に守谷市から県外へ転出

	しておりまして、連絡先等が不明となったためでございます。 　不納欠損の報告については以上ですが、令和７年度の学校給食費の収納状況について、簡単に御報告させていただきたいと思います。 　現在のところ、４月分と５月分のみですが、督促状に関しては４月分のみ発送しておりまして、令和７年度４月分が９９件の発送に対して、令和８年度は１０３件となっておりますので、昨年度と同様で、あまり変化がないと推測しております。 　ただ、昨年度と同様では収納率が下がる一方ですので、給食センター職員一丸となりまして、過年度分、滞納分を含めた収納に努めていきたいと思います。
河原委員	債権の取立ては楽しくない仕事で、本当に大変だと思う。過去の未納分は、これまでどおり徴収の努力をし、今回の事例のような、行き先が分からないというものは、条例や規則にのっとって不能欠損で処理するということで結構だと思う。引き続き、大変だが、よろしくお願いしたい。 　今年度からは給食費が大幅に安くなった。私の感覚で言えば、小学校１，０００円、中学校２，０００円の給食費を月々が支払えないという家庭は、本当に困っている家庭だと思うので、これについては、就学援助などの措置ができるように、関係課や学校とよく連絡を取ってほしい。ほかの教育関係の費用も滞っているのではないかと心配している。 　また、１００件近くの督促状を出している。特に４月分は、まだ口座引き落としの事務的な手続が滞っていたりしている時期である。大勢の中には、意図的に払わないという人もいないことはないというのは経験上知っているので、そういう方については、きちんと事務処理をし、場合によっ

	ては法的な措置や、児童手当からの徴収をするなど、いろいろ工夫していただいても結構と思っている。 　ともかく、過年度分にならないように、卒業する前に何とか徴収するということを、頑張ってほしいと思っている。
椎名委員	昔、学校で徴収事務を行っていたときには、修学旅行の積立と給食費とを併せて振り込まれており、未納の家庭には、修学旅行前に振り込まれないと、申し訳ないが修学旅行に連れていくわけにいかないということを言うことでで、急に振り込まれたということもあった。修学旅行と併せて振り込んでもらうということができなくなったことで、その分債権の回収は厳しくなったと思っている。滞納になる前に、早め早めに声をかけていかないと、きつくなる。単に忘れていたということもあり、すぐ払ってくれる場合もある。 　私も、債権の取り立ては、取手市では回っていた。お互いに慣れてくると、「また来たのですね。」という話になってしまい、「はい、申し訳ないのですが、催促に上がりました。」というやりとりを毎回続けていた経験がある。法的に対応していかないと、最終には払ってもらえない。 　相手から見て、私のほうが若いときには、先方の父親から「そもそも給食というのは、食べたくないのだったら払わなくてよい。」などと言われたりしたので、滞納が多くならないうちに早めの対応をするということにも、非常に難しさを感じる。御苦労さまです。
辺見委員	私も現役の頃は、つい「給食食べないのか。」ということを言ってしまった記憶はあるが、「それは俺に言わないでくれよ。母ちゃん、父ちゃんに言ってくれ。」と言われたことがある。教育と給食費の未納は全く別のことで、修学旅行の件

	も、以前新聞に載って、子どもの教育を受ける権利優先という論調だった。本当に御苦労さまです。
教育長	はっきりしたデータがあるわけではないが、守谷市は、近隣自治体に比べると、滞納の割合は相当低い印象は持っている。 河原委員から話のあった、滞納の対策については、議会でも質問があり、教育部長と給食センター長とで方針も明確にし、議会に報告している。 だから、本当に長期化している保護者に対しては、ある程度強い対応を、これからしていくということになる。進捗については、また報告してほしい。
教育長	次回定例会は、会議規則に定める９月２５日金曜日に開催したいと思うが、よろしいか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
教育長	それでは、９月の教育委員会の定例会は９月２５日金曜日、時刻は１３時３０分、場所は、守谷市役所３階庁議室とする。 以上で本日の定例会の議事は全て終了したので、会議を終了する。

会議録署名人	辺見芳宏